

関係事業場 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長

フォークリフト運転業務従事者安全教育について

「労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく安全教育に関する指針」により、フォークリフト運転技能講習修了者に対し、おおむね5年経過した際、安全教育を実施しなければならないと定められております。

この講習は、技能講習終了後、労働災害等の動向や技術革新の変化に対応し併せて関係法令を再教育することにより、安全衛生水準の向上を図ることを目的としております。

実施要領には、事業者に代わって当協会が実施した場合は、受講者には修了証を交付し、修了者名簿を作成し保管することが定められています。

つきましては、フォークリフト運転業務従事者安全教育を実施いたしますので、この機会に貴事業場における該当者を是非、受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

開催日時 令和2年 7月18日(土) 9:00～16:00

令和3年 2月 6日(土) 9:00～16:00

開催場所 高松市福岡町3丁目2番3号
香川県トラック総合会館 5階会議室

受講料 8,000円(テキスト代、消費税込)
(※10名に満たない場合は中止になる場合があります。)

申込み先 高松市福岡町3-2-3 陸運労災防止協会香川県支部
まで☎してください。

電話 087-851-6251
FAX 087-821-4974